

【大分県】

売買参加者の新規参入の促進や既存事業者の負担軽減のための実務的なルールや商慣行等の見直しに向けた検討等の状況（令和7年2月現在）

地方卸売市場名	売買参加者の新規参入ルール（関係規程）	実態調査結果を踏まえた改善等の検討等の状況		
		事項	状態	詳細
大分市公設地方卸売市場	<u>大分市公設地方卸売市場業務条例</u> <u>大分市公設地方卸売市場業務条例施行規則</u> <u>大分市公設地方卸売市場売買参加者承認要綱</u>	1	①調査対象外	
		2	①調査対象外	
		3	⑤改善検討中	事項3のうち「代払制度に加入しなければならない」とするルールについて、売買参加者承認要綱第2条の改善を検討する
		4	①調査対象外	
地方卸売市場株式会社臼杵田口青果市場	<u>業務規程</u>	1		回答依頼中
		2		
		3		
		4		
地方卸売市場中津中央青果（株）	<u>業務規程</u>	1	①調査対象外	
		2	①調査対象外	
		3	①調査対象外	前回の回答が誤り。参入について独自のきまりはない。
		4	①調査対象外	
地方卸売市場（株）中津花市場	<u>業務規程</u>	1	①調査対象外	
		2	①調査対象外	
		3	⑤改善検討中	買参人組合への加入を必要とするきまりがあるが、改善に向けて検討中
		4	①調査対象外	前回の回答が誤り。開設者以外が定めるルールは規定していない。
佐伯市公設水産地方卸売市場葛港市場	<u>佐伯市公設水産地方卸売市場条例</u> <u>佐伯市公設水産地方卸売市場条例施行規則</u>	1	①調査対象外	
		2	①調査対象外	
		3	⑤改善検討中	事項3について、明文化されていない「申請者は、あらかじめ当該市場の買参人組合等の承認（又は推薦）を受けなければならない」とするルールがあるため、買受人組合の承認の有無にかかわらず、新規参入希望者が市へ申請を行えるよう、卸売業者と買受人組合との調整を検討
		4	⑤改善検討中	事項4について、明文化されていない「申請者は、あらかじめ当該市場の買参人組合等の承認（又は推薦）を受けなければならない」とするルールがあるため、買受人組合の承認の有無にかかわらず、新規参入希望者が市へ申請を行えるよう、卸売業者と買受人組合との調整を検討

佐伯市公設水産地方卸売市場鶴見市場	<u>佐伯市公設水産地方卸売市場条例</u>	1	①調査対象外	
	<u>佐伯市公設水産地方卸売市場条例施行規則</u>	2	①調査対象外	
		3	⑤改善検討中	事項3について、明文化されていない「申請者は、あらかじめ当該市場の買参人組合等の承認（又は推薦）を受けなければならない」とするルールがあるため、買受人組合の承認の有無にかかわらず、新規参入希望者が市へ申請を行えるよう、卸売業者と買受人組合との調整を検討
		4	⑤改善検討中	事項4について、明文化されていない「申請者は、あらかじめ当該市場の買参人組合等の承認（又は推薦）を受けなければならない」とするルールがあるため、買受人組合の承認の有無にかかわらず、新規参入希望者が市へ申請を行えるよう、卸売業者と買受人組合との調整を検討
地方卸売市場中津魚市場	<u>地方卸売市場中津魚市場業務規程</u>	1	①調査対象外	※前回調査中であり、今回回答があったもの
		2	①調査対象外	
		3	①調査対象外	
		4	①調査対象外	
地方卸売市場株式会社高田魚市場	対応中	1		回答依頼中
		2		
		3		
		4		
大分県漁協日出支店大神魚市場	<u>（大分県漁業協同組合）魚市場業務規程</u>	1	①調査対象外	※前回調査中であり、今回回答があったもの
		2	①調査対象外	
		3	①調査対象外	
		4	①調査対象外	
地方卸売市場大分県漁協佐賀関支店魚市場	<u>（大分県漁業協同組合）魚市場業務規程</u>	1	①調査対象外	※前回調査中であり、今回回答があったもの
		2	①調査対象外	
		3	①調査対象外	
		4	①調査対象外	
地方卸売市場大分県漁協臼杵支店魚市場	<u>（大分県漁業協同組合）魚市場業務規程</u>	1	①調査対象外	※前回調査中であり、今回回答があったもの
		2	①調査対象外	
		3	①調査対象外	
		4	①調査対象外	

地方卸売市場大分県漁協米水津支店魚市場	(大分県漁業協同組合) 魚市場業務規程	1	①調査対象外	※前回調査中であり、今回回答があったもの
		2	①調査対象外	
		3	①調査対象外	
		4	①調査対象外	

<事項>

- 1 売買参加者の新規参入ルールを定めている場合、新規の取引参加者の参入を促す観点から、新規参入希望者が容易に閲覧できるよう開設者がそのホームページやその他の方法により公表することが望ましいこと。
- 2 売買参加者の新規参入の承認等について、新規の取引参加者の参入を促す観点を含め権限を有する開設者が行うよう改善を行うこと。
- 3 売買参加者の新規参入ルールについて、明文化されているか否かにかかわらず、「申請者は、あらかじめ当該市場の買参人組合等の承認（又は推薦）を受けなければならない」及び「申請者は、当該市場の買参人組合（代払制度）に加入しなければならない」のようなルールは、新規の取引参加者の参入を促す観点及びその承認等の判断は権限を有する開設者が行うという観点から改善を行うこと。
なお、「申請者が、一定の業務資金を有していない場合、代払制度に加入すること」といったルールは問題ないものの設定する際は、新規の取引参加者の参入を促す観点から、明文化することが望ましいこと。
売買参加者の新規参入の承認等を判断する際の与信審査については、取引年数等のみで判断せず、申請者の財務状況の情報等をもとに公平な審査を行うこと。
- 4 売買参加者の新規参入ルールについて、権限を有しない開設者以外が定めるルールには本来、効力がないため、当該ルールは廃止するよう改善を行うこと。